

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年10月15日(2020.10.15)

【公開番号】特開2019-37784(P2019-37784A)

【公開日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-010

【出願番号】特願2018-165980(P2018-165980)

【国際特許分類】

A 6 3 F 13/537 (2014.01)

A 6 3 F 13/58 (2014.01)

A 6 3 F 13/79 (2014.01)

【F I】

A 6 3 F 13/537

A 6 3 F 13/58

A 6 3 F 13/79

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月25日(2020.8.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

消費価値を消費してユーザがゲーム行動を行うゲームシステムであって、

前記消費価値を、前記ユーザによる直接又は間接的な購入により回復する第1の消費価値と、前記第1の消費価値とは異なる要因により回復する第2の消費価値とに分けて記憶する価値記憶手段と、

前記第1の消費価値と前記第2の消費価値とを区別して表示装置に表示する価値表示手段と、

前記第1の消費価値を、前記第1の消費価値の回復上限値を上限として、前記ユーザによる直接又は間接的な購入により回復させる第1回復手段と、

前記第2の消費価値を、前記第2の消費価値の回復上限値を上限として、前記第1の消費価値とは異なる要因により回復させる第2回復手段と、

前記ゲーム行動に応じて前記第1の消費価値及び前記第2の消費価値の少なくとも一方を消費させる価値消費手段と、

を備える、ゲームシステム。

【請求項2】

前記価値消費手段は、前記第1の消費価値及び前記第2の消費価値のうち前記第1の消費価値から優先して消費させる、請求項1に記載のゲームシステム。

【請求項3】

前記第2回復手段は、時間の経過に伴って、前記第2の消費価値を回復させる、請求項1又は2に記載のゲームシステム。

【請求項4】

前記価値消費手段は、前記第1の消費価値と前記第2の消費価値とを識別可能な形態で前記表示装置にバー表示させる、請求項1～3のいずれか一項に記載のゲームシステム。

【請求項5】

コンピュータを、請求項1～4のいずれか一項に記載のゲームシステムの各手段として

機能させるように構成されたコンピュータプログラム。